

「社会保険等未加入下請負人に関する報告書の作成・提出について」 新旧対照表

現 行	改正後（H29. 12. 19 施行）
<p data-bbox="185 451 1055 480">社会保険等未加入下請負人に関する報告書の作成・提出について（通知）</p> <p data-bbox="147 564 1106 767">建設産業における社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）加入を促進する観点から、<u>平成 27 年 10 月 1 日以降に県と契約締結する工事</u>において、社会保険等に未加入の下請負人（建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者である者に限る。）がいた場合には、下記のとおり対応することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="147 794 1106 879">貴職においても、関係職員及び受注者への周知徹底を図られるとともに、事務に遺漏のないよう留意されたい。</p> <p data-bbox="611 963 640 992">記</p> <p data-bbox="152 1082 389 1110">1 対象となる工事</p> <p data-bbox="174 1137 1106 1281"><u>下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が 3,000 万円（工事が建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上になる県発注工事</u></p>	<p data-bbox="1167 451 2036 480">社会保険等未加入下請負人に関する報告書の作成・提出について（通知）</p> <p data-bbox="1128 564 2085 767">建設産業における社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）加入を促進する観点から、<u>平成 30 年 1 月 1 日以降に県と契約締結する工事</u>において、社会保険等に未加入の下請負人（建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者である者に限る。）がいた場合には、下記のとおり対応することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="1128 794 2085 879">貴職においても、関係職員及び受注者への周知徹底を図られるとともに、事務に遺漏のないよう留意されたい。</p> <p data-bbox="1592 963 1621 992">記</p> <p data-bbox="1135 1082 1373 1110">1 対象となる工事</p> <p data-bbox="1182 1137 1397 1166"><u>全ての県発注工事</u></p>

2 社会保険等未加入下請負人に関する報告

対象工事を監督する主務課長又は所長は、受注者から提出された施工体制台帳を確認した結果、社会保険等に参加していない下請負人がいたときは、当該台帳の写しを添えて監理課長に報告すること。

3 未加入者への指導等

監理課長は、前項による報告を受けた場合は、社会保険等未加入の下請負人に対し加入に関する指導を行うとともに、元請負人である受注者へ対し再発防止を要請するものとする。また、当該下請負人が、受注者が直接契約を締結する下請契約の相手方である場合には、石川県建設工事標準請負契約約款第6条の2第3項に違反するものとして、指名停止措置等を検討するものとする。

2 社会保険等未加入下請負人に関する報告

対象工事を監督する主務課長又は所長は、受注者から提出された施工体制台帳を確認した結果、社会保険等に参加していない下請負人がいたときは、当該台帳の写しを添えて監理課長に報告すること。

3 未加入者への指導等

監理課長は、前項による報告を受けた場合は、社会保険等未加入の下請負人に対し加入に関する指導を行うとともに、元請負人である受注者へ対し再発防止を要請するものとする。また、当該下請負人が、受注者が直接契約を締結する下請契約の相手方である場合には、石川県建設工事標準請負契約約款第6条の2第3項に違反するものとして、指名停止措置等を検討するものとする。